

三木市記者発表資料 (令和8年4月22日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 経営管理課	課長 平井サエコ (内線 3224)	公共施設マネ ジメント係	0794-82-2000 (内線 2458)

タイトル

公共施設照明 LED 化業務に係るアスベスト対策の不備について

説明文

令和7年度に実施した公共施設照明 LED 化業務（対象 22 施設）のうち、1 施設において、湿潤化並びに防塵マスクの着用を行うことなく、アスベスト含有建材を切断（直径 10cm の穴開けを 4 箇所）したことが判明しました。

1 該当施設・場所

堀光美術館 2F 展示室

2 該当建材等

天井石膏ボードの岩綿吸音板にアスベスト（レベル 3）の含有を確認

※レベル 3…セメント等で固められた「非飛散性」のアスベスト含有建材（石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材など）を指します。

3 確認状況

(1) 受託事業者からは、下記の状況から、作業後の施工場所の空気中にアスベストが飛散している可能性は極めて低いと報告を受けています。

- ・該当建材がアスベスト飛散のおそれが低いレベル 3 のものであったこと。
- ・穴開け作業時は、切断した建材が飛び散らないように飛散防止用カバー付き工具を利用していたこと。

(2) 事案の発覚後に実施した空気環境測定においても、該当施設の空気中からアスベスト繊維は検出されませんでした（飛散無し）。



※左写真は飛散防止用カバー付き工具

4 受託事業者

統括役割企業：アイリスオーヤマ株式会社

施工管理役割企業：アイリス電工株式会社



5 事案の経緯等

別紙1のとおり

6 受託事業者の対応状況等

受託事業者からは、本事案について、加古川労働基準監督署、兵庫県北播磨県民局環境課及び大阪府産業廃棄物指導課へ報告を行い、指示に従った手続きを進めており、処分待ちである旨の報告を受けています。

また、当日の作業従事者に対して事情を説明し、必要な対応を行う旨の報告もを受けています。

7 市から受託事業者への対応

本件は、受託事業者の管理・監督体制、情報伝達が不十分であったことが原因であるため、市から受託事業者に対して厳重注意を行いました。また、再発防止に向けた体制の見直しなど、適切な対応をとるよう指示しています。

別紙 1 事案の経緯等

- ・令和 7 年 10 月 30 日(木)

市と受託事業者の定例会議において、別紙 2 表中「本来必要となる手続き・対策」の手順どおり実施することについて確認。

- ・12 月 22 日(月)

堀光美術館の LED 工事を実施。非常灯新設に伴う天井材の穴開け作業が発生したため、当該作業を実施。この際、受託事業者内の情報伝達不備により、アスベスト飛散防止対策（穴開け部分の湿潤化、防塵マスクの着用など）が実施されなかった。

※当日は休館日であり、穴開け作業を行った部屋へは作業員以外の出入りなし。

- ・令和 8 年 3 月 11 日(水)

受託事業者が完成報告を作成している中で、必要な手続き・対策を行うことなく天井の穴開け作業を行っていたことを把握。

- ・3 月 12 日(木)

受託事業者から三木市へ事案の報告・謝罪。この時点では、天井材のアスベストの使用の有無が把握できなかつたため、直ちに現地調査を開始。目視では確認できなかつたため、検体採取の必要性を把握し、採取日を調整。

- ・3 月 15 日(日)

天井材の検体採取・分析（アスベストの使用の有無を調査）

- ・3 月 17 日(火)

受託事業者から三木市へ分析結果（アスベスト（レベル 3）の使用有）報告。三木市から受託事業者へ空気中のアスベストの飛散が無いことを確認するため、美術館内の空気濃度測定を実施するよう指示。

- ・3 月 26 日(木)

空気環境測定実施・分析（空気中の総繊維濃度を調査）

- ・4 月 1 日(水)

空気環境測定（位相差顕微鏡法）の結果、展示室の総繊維濃度は 1.0 本/L（空気 1 リットルに含まれる繊維数が 1 本）であり、環境省マニュアルの基準からアスベスト飛散の可能性はほぼ無いことを確認。

念のため、検出された繊維がアスベストかどうかを追加調査するよう指示。

- ・4 月 6 日(月)

追加調査のための検体採取・分析（空気中のアスベスト繊維の有無を調査）

- ・4 月 17 日(金)

追加調査の結果、空気中にアスベスト繊維は含まれていないことを確認。

別紙2 本来必要となる手続き等の実施状況

本業務では、天井材の穴開け作業を行う際は、下表の手続き・対策を行う必要があります。

なお、市と受託事業者の打合せでは、該当の作業がある場合は、アスベスト含有みなし工事として安全対策を講じるよう決めていました。

本来必要となる手続き・対策	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの使用の有無の事前調査 ・行政官庁への報告 ※大気汚染防止法第18条の15、 石綿障害予防規則第3条 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>受託事業者から関係行政官庁へ事後報告済。現在処分待ちの状況。</p>
<p>アスベスト飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴開け部分の湿潤化 ・防塵マスクの着用、など 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>湿潤化は実施なし。 作業従事者は不織布マスクを着用して作業実施</p>
<p>通常の粉塵飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止用カバー付き工具の利用 ・室内の養生 ・作業後の清掃、など 	<p style="text-align: center;">○</p>